

大阪労働局発表
令和7年10月30日（木）

【照会先】
大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課
電 話 06-4790-6354

労働保険

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です！

～労働者を一人でも雇用する事業主は加入手続きを行う義務があります～

大阪労働局（局長 高橋 秀誠）では、11月の「労働保険未手続事業一掃強化期間」に効果的な広報活動及び集中的な手続指導を展開します。

実施事項

●公的機関、各種団体などに対する広報についての協力依頼

府・市区町村（68）、事業主団体・関係機関（85）及び労働保険事務組合（420）の合計 **573機関、団体** に対して、ホームページや広報誌への掲載並びに各施設内や掲示板への未手続事業一掃広報用ポスターの掲示やリーフレット設置の協力を依頼しました。

●未手続事業主に対する加入手続指導の実施

労働保険未手続事業主に対して、個別訪問、郵便及び電話による制度の説明、必要書類の送付などにより加入手続指導を行います。

はたらく安心、つなぐ安心。

労災保険

雇用保険

★労働保険とは

労災保険（仕事や通勤による傷病等）と雇用保険（失業・出産・介護による休業、雇用関係助成金等）の総称です。

★対象労働者は

正社員・パート・アルバイト等の名称にかかわらず一人でも一時間でも雇っていただければ対象となります。※雇用保険は一定の条件を満たさなければ対象となりません。

★労働保険料は

労働者に支払う賃金総額×保険料率（労災保険率+雇用保険率）となり、労災保険は全額事業主負担、雇用保険は事業主と労働者双方で負担となります。

★手続き相談は

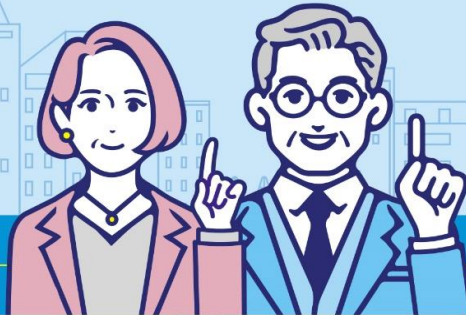
大阪労働局、所轄の労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

【詳細：労働保険 特設サイト】 



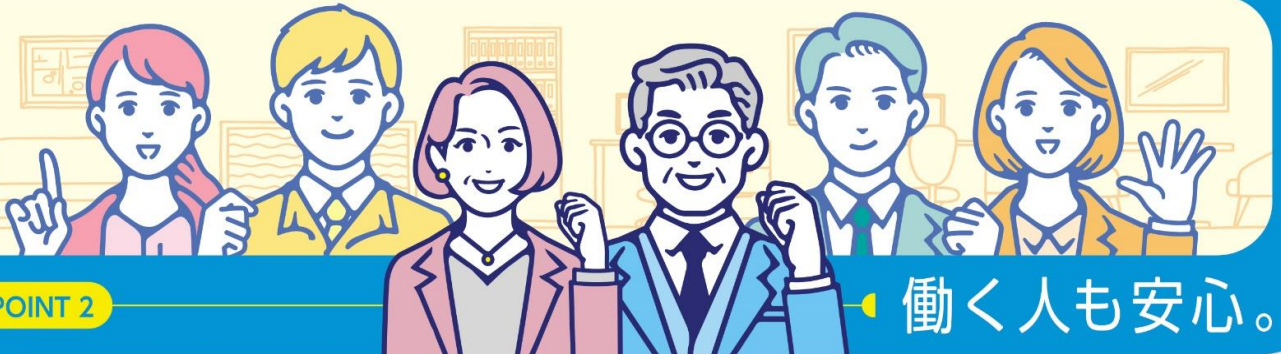
労働保険に入っていれば…

POINT 1



会社も安心。

POINT 2



働く人も安心。

POINT 3



働く人の

家族も安心。

労働保険

はたらく安心、つなぐ安心。

労災保険

雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティネットとして重要な役割を果たします。

事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/>

労働保険 特設サイト

または二次元コードから▶



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

大阪労働局 労働保険適用・事務組合課 Tel 06-4790-6340

事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続きについて

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**成立手続義務**の有無などをご確認の上、まずは、
所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

新規開発事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、
成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれます。
※強制適用事業場以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。



▶ 労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

▶ 短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？

1 遅って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遅って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行なった場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

詳しくはこちら

労働保険 電子申請



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくはこちら

労働保険 口座振替納付

